

24 日 獣 発 第 230 号

平成 24 年 12 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する 省令の改正とその施行について

このことについて、平成 24 年 11 月 22 日付け 24 消安第 3544 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくをお願いします。

このたびの通知は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 24 年農林水産省令第 57 号）が、平成 24 年 11 月 22 日付けで公布され、このことについて、別添のとおり都道府県知事等宛てに通知した旨、了知の上、本会会員に周知の徹底を依頼されたものです。

なお、この省令は平成 25 年 5 月 22 日から施行される旨、併せて申し添えます。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 長野

TEL 03-3475-1601

写

24消安第3544号
平成24年11月22日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の
施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成
24年農林水産省令第57号）が平成24年11月22日付けで公布され、こ
のことに付いて別添のとおり都道府県知事等宛て通知しましたので、御了知の
上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

24消安第3544号
平成24年11月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第57号。以下「省令」という。）が平成24年11月22日付けで公布されましたので、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 改正の概要

飼料原料となる穀物及び牧草に使用されると想定される農薬については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく畜産物中の残留基準を遵守するため、飼料中の残留基準を設定しているところです。

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の1（1）セの表について、イミダクロプリドに対する成分規格が別紙のとおり改正されました。

2 適用期日

省令の公布日の6箇月後から適用されます。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十二年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第1

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア～ス (略)
セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げた飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |
|----------|--|---|
| (略) | (略) | (略) |
| イミダクロプリド | えん麦 大麦 小麦 トウモロコシ ライ草 牧草 | 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.5ppm |
| (略) | (略) | (略) |
| 備考 (略) | | |

ソ～チ (略)
(2)～(5) (略)
2～5 (略)

別表第1

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア～ス (略)
セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げた飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |
|----------|--|--|
| (略) | (略) | (略) |
| イミダクロプリド | えん麦 大麦 小麦 トウモロコシ ライ草 牧草 | 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.1ppm 0.05ppm 6ppm |
| (略) | (略) | (略) |
| 備考 (略) | | |

ソ～チ (略)
(2)～(5) (略)
2～5 (略)

事務連絡
平成24年11月22日

関係各位

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐(飼料安全基準班担当)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正について

今般、標記の省令改正において、農薬イミダクロプリドの残留基準値の改正を行い、本日、官報（平成24年11月22日付け官報第5933号）に掲載されたところです。

しかしながら、官報における当該記事におきまして、下記のとおり誤りがあり、現在、早急に記事の訂正手続きを行っておりますので、取り急ぎ、お知らせいたします。

関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このような誤りがないよう業務を進める所存ですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○農林水産省令第57号

附則

<誤>

この省令は、平成24年11月22日から施行する。

<正>

この省令は、平成25年5月22日から施行する。